

業務仕様書

この仕様書に記載されていない細部の事項については、委託者下関海響マラソン実行委員会（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）の協議により決定するものとする。

1. 業務の名称

交通規制等看板製作設置業務

2. 業務の目的

高速道路 I C・S Aを含む下関市内外に交通規制看板を設置し、市内住民や市内を訪れる者へ大会にかかる交通規制の事前周知を行う事により、大会開催への理解を得ることや安全運営の向上に繋げることを目的とする。

3. 業務期間 契約締結日から令和 7 年 1 1 月 3 日まで

4. 業務の内容

令和 7 年 1 1 月 2 日に開催する本市最大級のスポーツイベント「下関海響マラソン 2 0 2 5」にかかる交通規制案内の看板を製作し、実行委員会が指定する場所に設置し、開催日の交通規制解除後に速やかに撤去する。なお、交通規制看板の種類等は以下のとおり。

（1） 1 ヶ月前告知看板 1 ヶ月前設置

設置場所：下関市内（1 3 8 箇所）、北九州市内（3 箇所）

（高速道路 I C・S A 含む）

サイズ 1800mm×600mm

1 4 1 枚

（2） 1 週間前告知看板 1 週間前設置

設置場所：下関市内（マラソンコース周辺、2 2 6 箇所）

サイズ 1500mm×600mm

226枚

(3) 誘導用看板 当日設置

設置場所：下関市内（マラソンコース周辺）

サイズ 1500mm×600mm

24枚

(4) 警備誘導用看板（当日警備会社設置、1週間前納品）

設置場所：下関市内（マラソンコース周辺）

サイズ 1500mm×600mm

10枚

※各看板設置場所についての資料は、下関海響マラソン実行委員会事務局（下関市観光スポーツ文化部スポーツ振興課内）にて閲覧可能。

5. その他

- (1) 看板表示内容等については甲に確認し指示を受けること。
- (2) 印刷はインクジェットカラーを使用し、木枠はリースとすること。
- (3) 看板設置場所で、取り付け前、取り付け後、撤去後の写真を撮影し、業務完了報告書とともに提出すること。
- (4) 取り付け箇所については甲と協議すること。なお、電柱に取り付ける場合は、電柱番号を甲へ報告すること。
- (5) 各道路使用申請にかかる図面書類（看板設置場所を示す図面）を作成すること。なお、国道については路線ごとに作成すること。
- (6) 実行委員会が要請した場合は、会議や関係機関協議に参加すること。

6. 業務完了の報告

(1) 業務完了報告書の提出

乙は、契約期間中に全ての業務を完了させ、その実施状況が分

かる報告書を作成すること。報告書は、書面で作成したもの及び、そのデータを電子媒体に記録したものを、それぞれ 1 部提出すること。

7. その他

- (1) 本仕様書に定めのない項目または業務上疑義が生じた場合は、速やかに甲と乙で協議することとする。